

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の4第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内に異議を述べることができます。

2026年（令和8年）8月19日

福山市長 枝 広 直 幹



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称：下森迫自治会

区 域：福山市沼隈町大字中山南地域の次の1号から4号に囲まれた区域及び5号に定める地番

(1) 459番地先の山南川に架かる橋から47番地先に至る山南川

(2) 47番地先の山南川に架かる橋から493番地1を經由し496番地に至る山南小学校の通学路

(3) 496番地から339番地、331番地1、431番地1、7031番地5の接点

(4) 7031番地5から174番地3、100番地を結び103番地先の市道及び県道を經由し459番地先の山南川に架かる橋

(5) 458番地、459番地、482番地及び483番地

主たる事務所の所在地：福山市沼隈町大字中山南372番地

2 不動産に関する事項

(1) 土 地

No	地 目	面 積	所 在 地
1	山林	56㎡	福山市沼隈町大字中山南字森迫7062番
2	山林	221㎡	福山市沼隈町大字中山南字森迫7065番
3	宅地	95.99㎡	福山市沼隈町大字中山南字モリ迫372番
4	宅地	14.15㎡	福山市沼隈町大字中山南字モリ迫373番2
5	宅地	6.37㎡	福山市沼隈町大字中山南字モリ迫373番3
6	宅地	145.45㎡	福山市沼隈町大字中山南字山王谷口乙460番
7	雑種地	49㎡	福山市沼隈町大字中山南字永道7021番2
8	墓地	1338㎡	福山市沼隈町大字中山南字永道7021番3
9	山林	2452㎡	福山市沼隈町大字中山南字永道7021番4

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

No	氏名	住所	備考
1	岡部 秀紀	福山市沼隈町大字中山南451番地2	
2	後川 義人	福山市沼隈町大字中山南56番地2	
3	後川 芳治	福山市沼隈町大字中山南472番地1	

3 異議を述べることができる者の範囲

1の認可地縁団体が2の不動産について、所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 異議を述べることができる期間

2026年（令和8年）8月19日から2026年（令和8年）11月19日まで

(2) 異議を述べる方法

異議を述べようとする者は、福山市長に対し、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に次に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

ア 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

- (イ) 不動産の登記事項証明書
- (ロ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

イ 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

- (イ) 不動産の登記事項証明書
- (ロ) 戸籍謄抄本
- (ハ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ 不動産の所有権を有することを疎明する者

- (イ) 不動産の所有権を有することを疎明するに足る資料
- (ロ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

(3) 提出先

福山市東桜町3番5号

福山市まちづくり推進課 084-928-1051